

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小規模事業者の方へ】

○あっせん申請受付期間を延長いたします。

武蔵野市では、事業資金特別融資・小口零細事業資金特別融資の
本人負担率を0.1%引き下げ、中小規模事業者の資金調達を支援しています。

あっせん申請受付期間 **令和2年4月1日から令和3年3月31日まで**

融資種類	事業資金特別融資	小口零細事業資金特別融資
融資限度額	1,000万円	1,000万円
融資利率	1.9%	1.9%
市の利子補給率（改定）	1.7%	1.8%
本人負担利率	0.2% ※	0.1% ※
貸付期間	6年以内	6年以内
特別融資要件 （基本要件は変更ありません）	最近3か月または最近1年間の 売上高が、当該期間の前年同期 と比較して10%以上減少。	最近3か月または最近1年間の 売上高が、当該期間の前年同期 と比較して10%以上減少。
信用保証料補助	全額	全額
併用が可能な融資 （小口は信用保証利用残高の 合計により制限があります）	一般融資又は小口一般	一般融資又は小口一般

※完済まで引き下げた利率を適用します。

融資の詳細・手続き方法等は、下記パンフレットをご覧ください。

○特別融資 事業資金特別融資あっせんのご案内

○小口特別 小口零細事業資金特別融資あっせんのご案内

<お申し込み窓口とお問い合わせ窓口>

武蔵野市役所市民部産業振興課 住所：武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1832（直通）